慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	東アジアにおける官箴書の普及について
Sub Title	On the prevalence of "handbooks on official conduct" in East Asia
Author	山本, 英史(Yamamoto, Eishi)
Publisher	三田史学会
Publication year	2015
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.85, No.1/2/3 (2015. 7) ,p.141(141)- 162(162)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	文学部創設125年記念号(第2分冊) 論文 東洋史
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20150700-0141

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

東アジアにおける官箴書の普及について

山本英史

はじめに

官箴書とは、科挙に合格した官僚が地方長官として赴任するに際していかなる心構えで臨み、何をどのような方法で処理すればよいかを具体的に説いた官僚心得である。それは中国の宋代に始まり、とりわけ十七世紀以降盛んに刊行されて飛躍的に発展するとともに、日本、朝鮮、ベトナムなど東アジアの中国周辺諸国に伝播し、十九世紀前半にはそれぞれの国においても独自のものが成立するに至った。

中国官箴書についての全体的な研究や個々の官箴書の解題については従来から比較的多く行われてきたが[1]、東アジアの中国周辺諸国の官箴書までをも包括的に扱った先行研究は筆者の知る限り見当たらない。そこで本稿では、まず中国官箴書の特徴を述べ、次にそれが統治機構や政治形態が異なるとはいえ、同じ漢字文化圏に属し、中国文化の影響を色濃く受けてきた日本でどのような形で受容されたかという問題を検討し、さらに東アジアの中国周辺諸国で独自に作られた官箴書を紹介し、その特徴を明らかにするとともに、官箴書という書物が東アジア一帯に普及した意味を総合的に考察したいと思う。

一　中国官箴書の特徴

官箴書の「官箴」とは、文字通りの意味では、官僚に対する箴言、すなわち忠告や告戒であり、その限りにおいて「官箴」は中国の官僚制の誕生とともに古くから出現したものといえる。それに対し、いわゆる官箴書という書物が広く出版され一般に普及するのは宋代が最初で

あると考えてよい。

宋代における官箴書の普及には新儒教の精神に基づいた官僚道徳規範の提唱がその背景にあったとされている。[2]また「官箴書は清代において一つの高峰に達した」といわれ、[3]そのような一貫した流れが清代の隆盛を導いたことが窺われる。しかしその一方で、歴代の官箴書には官僚道徳規範だけでなく、官僚が実際に地方統治を営むに当たっての金言や忠告、実務便覧、文書書式などがふんだんに盛り込まれており、いわば実用マニュアル的な一面を併せ持っていたことが挙げられ、それもまた官箴書における固有の特徴だったといえる。

それゆえ一般に官箴書とよばれる書物の内容には、前述のように文字通りの官箴を並べた官僚道徳規範と、撰者自身の実践体験から得た業務形式と内容の解説およびその実践を通して得た教訓と助言からなる実務行政指南、さらに現場において想定されるそれぞれの人間に対する付き合い方を伝授した対人関係指南の大きく分けて三種があると考えられる。そしてそのうち後二者は実用マニュアルともいうべきものである。

中国官箴書の時代的な特徴として、宋元時代に刊行された官箴書にはとりわけ官僚道徳規範を説いた記事が多く見られ、「正己」「潔己」「尽己」などの項目を設けて、「修己治人」、すなわち「治人」の前提としての「修己」を重視することが挙げられる。しかし、これら一般に受け入れられた宋元時代の官箴書全体を通して確認できるのは、そのような官僚道徳規範もさることながら、官僚にとって実際に役立つ情報、すなわち実用マニュアルにより多くの紙幅が割かれていることである。その意味で宋元時代の官箴書は純粋な箴言を主体とする規範書というよりは、むしろ多少の観念的な箴言を加えて本来の「官箴」の体裁をとりつつ地方統治の要領を説くことに力点を置いた実用書であった。官箴書の刊行が盛んに行われた背景もまたこの点にあったといってよい。

明初より十六世紀中葉に至るまでに刊行された官箴書もまた「正己」「治己」などの項目が立てられ官僚道徳規範が前面に出されているように見えるが、内実は実用書であり、その意味では宋元時代の官箴書の基本方針を踏襲するものだった。しかし、十七世紀以降に刊行された官箴書には顕著な変化が現れる。それは官僚道徳規範を独立した項目で論じることがほとんどなくなり、その内容が実務行政指南や対人関係指南に重点を置いた実用マニュアルに特化する傾向を強めたことである。ここで

はもはや官箴書の本来の意味である「官箴」の外被が取り除かれ、内実としての実用書の顔が前面に現れたといってよい。杜金はこのような十七世紀以降の官箴書の傾向を、「明代後期、とりわけ清代以降になると多くの官箴書が具体的な行政知識と司法知識の紹介と伝授を重視するようになり、実用性と操作性を強調し、そのために記載も非常に仔細になった。……換言すれば、清代において我々が官箴書とよぶものは、その目的と内容から見れば、もはや官箴の範囲をはるかに超えている」と総括している。[4] 清代に官箴書の出版が盛んになった背景には、官箴書の内容がもはや形骸化した「官箴」の体裁にこだわることなく、より実用書に徹して読者の需要に応えるものに変容した事実があったことは疑いない。[5]

二　日本における中国官箴書の受容

宋代に刊行された主だった中国官箴書は日本にも多く輸入されたが、江戸時代には唐本のみならず、それを基にして訓点や訳注を施した和刻本が出現した。とりわけ寛政の改革の一環として朱子学を宗とした幕府の学問所昌平黌が寛政九年（一七九七）に神田湯島に開校して以来、そのテキストとして多くの版本（官板）が刊行された。それは中国官箴書とて例外ではなかった。たとえば、それらには、

① 『州県提綱』四巻〔宋欠名撰　南宋刊〕天保七年（一八三六）刊本

② 『官箴』一巻〔宋呂本中撰　宝慶三年（一二二七）跋〕文政四年（一八二一）刊本

③ 『昼簾緒論』一巻〔宋胡太初撰　端平二年（一二三五）自序〕天保十年（一八三九）刊本

等が見られる。このような官板が作られたことから見ても宋代の官箴書はそれなりに普及したものと思われる。しかし、中国官箴書の中で日本において最も注目されたのは元代に生まれた『牧民忠告』であった。

『牧民忠告』は、二巻、元張養浩撰、至正十五年（一三五五）序がある。撰者は山東済南の人、ダルガチ（長官）の次官である県尹から監察御史、中書参議、礼部尚書等の職を歴任した。本書は撰者が東昌路堂邑県県尹の体験に基づいて著わした執務心得である。『風憲忠告』（御史の心得）と『廟堂忠告』（宰相の心得）と併せて『為政忠告』または『三事忠告』という。巻上には〈拝命〉〈上任〉〈聴訟〉〈御下〉〈宣化〉、巻下には〈慎獄〉〈救荒〉〈事長〉〈受代〉〈居閑〉の合計一〇項七四条を収

める。[6]

『牧民忠告』の和刻本の情報については日本に現存する『牧民忠告』の諸本の詳細な調査に基き小川和也が作成した表が参考になる。[7] それによれば、『牧民忠告』の写本と刊本は全部で五四件が確認できるが、刊本に限れば以下の二種の官板に大別される。

① 『牧民忠告』二巻、天保五年（一八三四）刊本

② 『牧民忠告』二巻　嘉永四年（一八五一）刊本

このうち①は『三事忠告』のうちの一書として刊行されたもの、②はその重刊本である。

『牧民忠告』の類書・訳注書についても小川和也の解説および小川が作成した表が参考になる。[8] それによれば、五九件が現存するが、主なものはほぼ以下の七種が知られる。

① 『牧民後判』一巻、松平定綱著、慶安二年（一六四九）稿本[9]

② 『牧民忠告諺解』一巻、山鹿素行著、慶安三年（一六五〇）自跋・稿本[10]

③ 『牧民忠告諺解』二巻、林鵞峯著、延宝七年（一六七九）稿本

④ 『吏民秘要諺解』五巻、指月堂著、元禄八年（一六九五）序、元禄十年（一六九七）刊本

⑤ 『牧民忠告俚諺鈔』五巻、指月堂著、享保五年（一七二〇）自跋・刊本

⑥ 『和語牧民忠告』一巻、山本老迂斎著、天明六年（一七八六）刊本

⑦ 『牧民忠告解』二巻、樋口好古著、天明六年（一七八六）自跋・刊本[11]

①は桑名藩主松平定綱が『牧民忠告』に触発されて漢文で著わした類書で、それに訳注を施したものに『牧民後判国字解』一巻、関戸昌雄著、天明三年（一七八三）写本、がある。②は勘定奉行曽根源左衛門の依頼で山鹿素行がまとめた訳注書、③は老中坂田正俊の依頼で林鵞峯がまとめた訳注書、④は伊予の指月堂により初めて刊行された訳注書、⑤は④と同板本、⑥は越後長岡藩主牧野忠精の命で家老山本老迂斎が刊行した訳注書、⑦は尾張藩参政人見璣邑の依頼で樋口好古がまとめた訳注書。以上のように、『牧民忠告』に関しては多くの訳注書が陸続として作られ、その注目度は宋代官箴書に比べて一段と高かったことが知られる。

では、なにゆえ日本では『牧民忠告』がそれほど注目されたのであろうか。『牧民忠告』が説く官僚道徳規範

には以下のものが挙げられる。

「赴任の命令が下った日には自分の身を省みよ。何の功績や能力があってこのような特別待遇を受けるのかと。いやしくも俸禄を求め、権威をかりているのに己の利のみ考えて国に報いる気持ちがないのであれば、天の照覧はさほど遠からず汝を許さないはずだ。そもそも他人の指摘を受けてもその任務を怠り、与えられた位を担うもそれを捨てて顧みなければ、もはやそれが誤りである。正しい道理や人民をどうするのか[12]」。

「天が人間を生み出すこと、数限りがない。しかし、国の恩寵を受け民のために民政を治める者はどれほどいようか。命を受けて民を牧するからには、公廉の精神を貫かなければ、自分を大切にしないということになる。ましてや世間の責めを受けずにおられよう[13]」。

「赤子の生まれたばかりの時は物事がわかっていない。しかし、母たる者は常に意に先んじて赤子の気持ちを理解する。その道理はほかでもない。誠がそうするのである。誠は愛を生み、愛は智を生む。誠がありさえすれば愛は行き届かないことがない。愛がありさえすれば智は及ばないことがない。官吏の民における関係もこれとどうして異なるだろうか。民を我が子のように思う気持ちがあれば、才智が及ばなくても心配することはない[14]」。

これらはすべて地方長官として赴任するに当たっての心構えを述べたものであるが、その言説は日本の「修己治民」観や「仁政」観においても汎用性を持つ有効な規範と見なされたことが関心を集めた主な理由だったと思われる。

もう一つ、日本で注目された官箴書に明初に成立した『牧民心鑑』がある。『牧民心鑑』は、二巻、明朱逢吉撰、永楽二年（一四〇四）の序がある。撰者は浙江嘉興の人、官は直隷河間府寧津県知県から湖広僉事に任ず。本書は寧津県知県の体験に基づいた執務心得であり、上下二巻からなり、上巻には〈謹始〉〈初政〉〈正家〉〈莅事〉〈宣化〉〈聴訟〉を、下巻には〈徴科〉〈営繕〉〈事上〉〈馭下〉〈交人〉〈備荒〉〈善終〉の計一三類を収める[15]。

『牧民心鑑』の和刻本についても小川和也が作成した表が参考になる[16]。それによれば、現存本は三七件が確認できるが、主な刊本はほぼ以下の二種の官板に限られる。

① 『牧民心鑑』二巻、寛政十一年（一七九九）刊本

②『牧民心鑑』二巻、嘉永五年（一八五二）重刊本

他方、『牧民心鑑』の訳注書についても小川和也の解説と小川が作成した表が参考になる。[17] それによれば、現存のものは四九件が確認できるが、主な刊本は以下の二種である。

①『牧民心鑑解』二巻、平塚茂香（瓢齋）著、弘化四年（一八四七）自跋、嘉永六年（一八五三）刊本

②『牧民心鑑訳解』二巻、長井韋（旌峨）著、嘉永六年（一八五三）自序刊本

前者は幕府の与力であった平塚茂香が著した訳注書で、章ごとに仮名文で割註を施したもの、後者は奥州中村藩主相馬充胤が筒井鑾渓を経由して長井韋に訳させた訳注書で、仮名文にて逐条訳解されている。

このように『牧民心鑑』もまた訳注書が出るほどに評価された官箴書であったと見られる。ではなにゆえ日本で『牧民心鑑』がこのように評価されたのか。『牧民心鑑』の自跋には、「右の『牧民心鑑』なるものは、民を牧する者が志を立てるとはかくのごとくあるべきとのことを明らかにしたものである。そもそも志があってはじめて政がなされる。志がまず立たなければ、どうしてこれを政に施せるや」[18]とあり、さらに本文中の官僚道徳規範に関する言説は、巻上〈謹始〉の項に次のようにいくらか散見される。

「己が心の誠を尽し、己が身を正し、己が家を斉え、己が政を善くし、一事の失惰も一時の不謹もなく、一つの政も善でないものはなく、一人の民も収まる所を得ないものはないようにせよ。このようにできれば任官は終始全うでき、永く天の恵みを受け、上は宗祖を顕彰し、下は子孫を繁栄させよう」[19]。

「衆人と異なるのは志を立てることにある。志とは何か。それは廉であり、慎であり、公であり、勤である。廉であれば心清く欲寡なく、他人が取り入ることができない。慎であれば思慮が精明で、物事に落ち度がない。公であれば私心がなく理が通っている。勤であれば政がうまくいき人々が安心する。この四点を志せば諸事は万全だ」[20]。

このような官僚道徳規範もまた日本の民政官にとって有益であると見なされたのであろう。『牧民忠告』の『三事忠告』本が刊行された同じ頃、『薛文清公従政名言』に『省心襍言』『州県提綱』『三事忠告』『牧民心鑑』を加えたものが「官板五種」として昌平黌から合本して刊行されている。『薛文清公従政名言』一巻は、明

薛瑄撰、寛政十一年（一七九九）刊本、嘉永四年（一八五一）重刊本。本書は永楽十九年（一四二一）の進士で礼部尚書に至った撰者の従政体験を総括したもので、「正」「廉」「忠」「恭」「信」「寛」「敬」を居官七要とするなど比較的官僚道徳規範が強いのが特徴である。[21] また、『省心襍言』一巻は、宋李邦献撰、文政十二年（一八二九）刊本。書名からしても官僚道徳規範を述べたものである。多くの目録には両書ともに子部、儒家類に分類される。それゆえこれら五種の書を官板として合本重刊した意図は規範書として普及させるにあったに違いない。

小川和也はこれらの中国官箴書の和刻本や訳注書が日本で生まれた背景を次のように総括している。すなわち、「近世中後期の領主層は、成熟した民間社会と向き合っていた。この民衆たちを相手に、領主―民衆の関係も再編を迫られる。……そこで説かれる国家思想、「仁政」思想は民間社会にわけいり、より一層の説得力をもたねばならず、民衆に対して、きめ細やかな対応が求められる。……だが、領主層の最前線に立ち民衆と直に接するのは、郡奉行や代官などの民政官・地方官、さらには手代・村役人といった民衆上層の者たちである。時代の変化とともにより一層、彼らにも民政の担い手として、民を牧（やしな）う主体形成が求められるようになる」、そこで民政官吏とはいかにあるべきかを懇切丁寧に説いた「牧令之書」に示された「牧民」＝「仁政」思想を広め、その思想を担う儒教的な「修己治人」という統治主体を形成することを目的に領主権力によって天明期以降積極的に板行され爆発的に普及したのがこのような書物だったという。[22]

『牧民忠告』について、古林森廣は「行政実務の手引・心得よりも、むしろ儒教倫理の観点に立つ徳目化の傾向が強まる」[23]と述べている。確かに『牧民忠告』は宋代官箴書に比べて「修己治民」の箴言が随所に見られることが特徴であり、それが日本において領主などの上層部為政者の目に留まり、「牧民之書」としてその訳注書や類書の刊行を促進したことは疑いない。しかし、『牧民忠告』は果たしてこのような評価に値する書なのだろうか。『牧民忠告』もまた宋元時代に発展した官箴書の一つであり、その内容は官僚道徳規範のみに止まらず、官箴書のもう一つの大きな特徴である実用マニュアル的な性格を色濃く持ち合わせていた。試みにそこで論じられた項目を煩雑を厭わず全部挙げれば次のようになる。

「省己」「克性之偏」「戒貪」「民職不宜泛授」「心誠

愛民智無不及」「法律為師」（以上〈拝命〉）「事不預知難以応卒」「受謁」「治官如治家」「瘴説」「禁家人侵漁」「告廟」（以上〈上任〉）「察情」「弭訟」「勿聴讒」「親族之訟宜緩」「別強弱」「待問者勿停留」「会問」「妖言」「民病如己病」「移聴」（以上〈聴訟〉）「御吏」「約束」「待徒隷」「省事」「威厳」（以上〈御下〉）「先労」「申旧制」「明綱常」「勉学」「勧農」「服遠」「恤鰥寡」「戢強」「示勧」「毀淫祠」（以上〈宣化〉）「存恕」「獄詰其初」「詳讞」「視屍」「囚粮」「巡警」「按視」「哀矜」「非縦囚」「自責」（以上〈慎獄〉）「捕蝗」「多方救賑」「預備」「均賦」「祈祷」「不可奴妾流民」「救焚」「尚徳」「上災異」（以上〈救荒〉）「各守涯分」「寧人負我」「処患難」「分謗」「以礼下人」「不可以律己之律律人」（以上〈事長〉）「郊迎新代」「克終」「不競」「不可自矯」「告以旧政」「完帰」（以上〈受代〉）「軽去就」「致政」「進退皆有為」「以義処命」「求進於己」「風節」（以上〈居閑〉）

これらの諸項目の中で〈拝命〉のいくつかは確かに官僚道徳規範であるが、そのほかの〈上任〉〈聴訟〉〈宣化〉〈慎獄〉〈救荒〉等に含まれる諸項目の内容のほとんどは実務行政指南に近いものであり、〈御下〉や〈事長〉は対人交際指南であることが明らかである。

他方、『牧民心鑑』においては、周子治の序の「元の故西台中丞で済南出身の張養浩がかつて『牧民忠告』等の書を著して世に問うたが、君子たちはこれを偉業とした。私の友人で前の湖広憲僉で浙江嘉興府出身の朱逢吉がまた『牧民心鑑』という一編を著した。官職を奉じ、民生を豊かにし、国の本を固め、教化を尊び、己れを正して万物の手本とし、徳を重んじて刑を軽くすることを詳らかにした[24]」との記事から、林秀一は「中国の官員は天子の負託にこたえて、万民を子のごとく仁政を以て、はぐくみ育てるという、特殊な使命が生ずるのである。そうした使命観のもとに編著されたのが、明の朱逢吉の「牧民心鑑」であるが、その『牧民心鑑』は、元の張浩（ママ）の『牧民忠告』等に示唆されて編著されたことが、この序文によって明らかとなる」と述べている[25]。また「二著の項目の立て方を比較すると、朱逢吉の『牧民心鑑』が、張養浩の『牧民忠告』を襲ったことが、一層明らかとなる」という[26]。ならば、『牧民心鑑』も『牧民忠告』と同様に煩雑を厭わずそこで論じられた項目を以下に全部挙げてみよう。

「度己分」「立志節」「克偏見」「求法則」（以上〈謹始〉）「慎登堂」「正礼儀」「重言語」「明戒約」「詢旧事」「誓神祠」（以上〈初政〉）「戒家人」「訓子弟」「先孝養」「慎門禁」「厳市買」「薄自俸」「厚親族」（以上〈正家〉）「立規程」「勤日記」「身先労」「窮根本」「責実効」「務精思」「察事情」「慎発落」「明賞罰」「密関防」「絶奸弊」「精法律」「詳案牘」「覈銭穀」「験公器」「厳巡儆」「厳祀典」（以上〈莅事〉）「厚風俗」「立教条」「明国制」「重農務」「崇学校」「恤貧困」「戢強慝」「旌善行」「禁游惰」「抑邪術」「止浮言」「表先哲」（以上〈宣化〉）「弭訟源」「察初情」「和聴納」「詳推讞」「審重軽」「分故誤」「別善悪」「存公平」「戒延蔓」「止穢詈」「恕愚戇」「謹刑具」「慎鞭扑」「早疎決」「親視獄」「重視屍」「緩親訟」（以上〈聴訟〉）「原賦役」「平需求」「均力役」「善収納」「量限期」「戒多取」（以上〈催科〉）「察緩急」「審農時」「立遠図」（以上〈営繕〉）「恪守職」「推誠心」「加礼貌」「奉条約」「絶非謗」「慎悖理」（以上〈事上〉）「処胥吏」「戒里甲」「慎耆老」「厳隷卒」「斥讒間」「絶饋遺」「杜干請」「審左使」「詳委任」（以上〈馭下〉）「和同寅」「睦隣属」「重真賢」「周患難」「務誠信」「尚謙和」「戒誇衒」「絶邪類」「引己咎」（以上〈交人〉）「預隄防」「誠祈祷」「申実跡」「陳民艱」「請賑給」（以上〈備荒〉）「礼新官」「告旧政」「委行槖」（以上〈善終〉）

『牧民心鑑』の場合は周序の位置づけにもかかわらず、官僚道徳規範を正面から論じたものは〈謹始〉における二、三の項目に限られ、内容の大半が実務行政指南からなっている。とりわけ下巻の〈事上〉〈馭下〉〈交人〉などでは対人交際指南が詳細に述べられている。また、『牧民忠告』が一〇篇立てであるのに対し、『牧民心鑑』は一三篇立てで、同名の項目は〈宣化〉と〈聴訟〉の二項に過ぎない。加えて朱逢吉自身が『牧民忠告』を襲ったことを記した文はなく、同じ「牧民」を冠する書であるが、強い影響があったと断定はできない。

ところで、「民を牧する」とは本来いかなる意味を持つ言葉なのか。林秀一は『易』謙卦「謙謙、君子卑以牧也」に対する魏の王弼の註「牧は養なり」との解釈を紹介し、「牧」の字に「養ふ」の意があることを述べる一方、『荀子』成相編「基を牧せんと請ふ」に対する唐の楊倞の註「牧とは治なり」との解釈を紹介し、「牧」の字に「治める」の意があることを指摘し、二つの解釈を

折衷して「牧民」とは「民を養い治める」の意味とする。[27]しかし、「養い治める」とはいかなる意味か。『淮南子』精神訓編に「夫れ民を牧するとは猶ほ禽獣を畜ふがごときなり」[28]とある。「牧」は「牛偏」がつくように本来は牛馬を畜養することであり、そこに「養」の意味が込められていたとしても、牛馬を飼育する目的はあくまでも牛馬のためというより飼い主のためであったといえる。その意味では「牧」の重心は「養」よりも「治」にあったと考えられ、「牧民」もまたその本質は民衆に対する「統治」にあったと見ることができる。小川和也は「牧民」＝「民」を「牧う（やしな）」と解釈し、『牧民忠告』や『牧民心鑑』の和刻本や訳注書の普及の背景に領主や為政者の意向として、それらを「牧令之書」として普及させようとする意志があったと主張するが、それらの「牧令之書」が地方統治の現場で何を目的として読まれ、その内容がいかに活用されたのかについての言及はない。『牧民忠告』や『牧民心鑑』が官箴書である限り、それを「牧令之書」、すなわち規範書として普及させようとする意向はともかくも、現場ではそれらをいかに地方統治に活用するかという、いわば「治民之書」、すなわち実用書として受け入れられた可能性がなかったとは断定しがたい。

以下、東アジア三国において同様に「牧民」を書名に冠し、中国官箴書の影響を少なからず受けながらも独自に作成された官箴書を紹介し、上記の可能性を探ってみたい。

三　東アジアの官箴書の作成

（1）日本の場合

日本で独自に作成された「牧民」を書名に冠する書としてつとに知られているのは『牧民金鑑』である。編者の荒井顕道は幕府御家人の家に生まれ、父道貞の職をついで小普請手代に出仕、その後奥州棚倉、甲州市川、奥州桑折、関東東部地方の各代官を歴任した。本書は彼が甲州市川の代官であった嘉永六年（一八五三）七月に編纂され、目録二巻本編二〇巻、以後の増補によって目録三巻本編二二巻の計二五巻二五冊からなる。これは幕府の地方制度に関する御書付、達書、伺書などを計九三項目にわたって編年別に編纂した法令集であり、代官の執務にあたっての利用の便宜を重視している。[29]

巻一は「御代官心得方」と称する代官の執務心得、巻二は代官必備の帳簿や書類について、巻三は陣屋および

その諸入用、手代や村役人に関すること、巻四は村方の風紀や賞罰、巻五から巻八までは財務に関する一切、巻九は土地制度、巻一〇は水利、巻一一は備荒儲蓄、巻一二は救荒、巻一三から巻一九は雑務一般、巻二〇以下は司法制度に関する法令が収められている。

本書は「近世の地方（じかた）書を代表する著作の一つ」とされている[30]。地方書とは、幕府の地方制度に関する規則や慣例を収録した法令集で、地方役人・村役人などによる地方支配のための規範書、総合手引書という性格を持つ文献であり、中国官箴書との比較でいえば、地方統治の諸般にわたる実例を中心とした参考書であり、中国官箴書の実務便覧に近いものである。

瀧川政次郎は「本書の書名「牧民金鑑」は、恐らく明人朱逢吉の著せる「牧民心鑑」に倣へるものならむ」と推測する[31]。『牧民心鑑』の重刊官板が刊行された翌年の成立だけに、その推測は正しいのかもしれない。しかし、注目すべきは『牧民金鑑』に収められた九三項目の文書中にはいわゆる「牧民思想」を窺わせるものは、以下の二つのみである。

一民は国之本也、御代官之面々、常々民之辛苦をよく察し、飢寒等愁無之様可被申付候事（「延宝八年（一六八〇）閏十二月の通達」）

一百姓は国の元ニ而候、百姓之辛苦相察し、飢寒無之様ニ心を尽し可申事（「天明七年（一七八七）八月の通達」）

本書を通して感じられるのは、これはいわゆる地方書であり、したがって官僚道徳規範を述べたいわゆる「牧令之書」ではなく、「民を牧（おさ）める」のに徹したものだったことである。

もう一つ「牧民」を書名に冠する日本で作成された官箴書に『牧民必要』がある。中邨信成という和算家が寛政八年（一七九六）に編んだ書で、一二巻付録一巻一冊からなる地方書と『牧民忠告』からの抜粋を再構成したものである。小川和也は「『牧民忠告』を地方書と同列に扱」ったものとしている[32]。修身の項目としての『牧民忠告』からの引用とそのほかの実務便覧からなり、官僚道徳規範と実用マニュアルを併せ持つという形式の上では中国官箴書に近いものである。小川はこの書にも「牧民之書」の特質が息づいている[33]」というが、『牧民忠告』自体がそうであり、さらに多くの中国官箴書がそうであったのと同様、この書の作成目的の重心は実用マニュアルにあったと見てよい[34]。

ところで、『福恵全書』についても一言触れておかねばならない。本書は三二巻、清黄六鴻撰、康熙三十三年（一六九四）序刊本、清代を代表する中国官箴書の一つであり、日本では康熙三十三年刊本のほか、康熙三十八年金陵濂溪書屋刊本や光緒十九年京都文昌会館刊本などが多くが伝えられているが、現存するものとしては日本で小畑行簡が訓点と訳注を施して嘉永三年（一八五〇）に刊行した詩山堂刊本が圧倒的に多い。[35] 中国官箴書の和刻本ということでは『牧民忠告』の和刻本やその訳注書と同じ範疇に入るかもしれないが、これはいわゆる「牧令之書」を普及させるために刊行されたものではない。

山根幸夫によれば、小畑行簡は仙台の人、若くして江戸にあって医学を学び、かつて長崎に数年滞在した際に唐通事と交際して示教を受け、この「万世亀鑑」と評する書を幕府諸藩の行政官に読ませるべく全巻にわたって訓訳を施したといわれる。[36] 小畑は、黄六鴻自身の自序にいう「福とは造福の心をいい、恵とは施恵の事をいう。この人にこの心があって、しかるのちにこの事があるのであり、この心がなければ、この事はない」[37]を承け、みずからの序文においても「黄六鴻は福を地方に造り、恵を百姓に施した。彼が撰した『福恵全書』はみな君主が民を統治するためのものである。そもその国君とは父のようなもの、民人とは子のようなものであり、民を統治する者は、君の心を心とし、人に忍びざるの心で人に忍びざるの政を行うのである」[38]と明言し、いかにも「牧令之書」の訓訳を行ったかのように見えるが、『福恵全書』は本論においては官僚道徳規範を一切語らず全編実用マニュアルに徹しており、黄六鴻自身「地方官は銭穀と刑名を重んじるが、刑名は銭穀よりもとりわけ重要である。……そのため本書は刑名の一条において一層注意を払った」[39]というように、全三二巻中約三分の一を刑名部に割いて詳細に論じており、小畑もそれに逐一対応する訓訳をつけ、むしろ「銭穀刑名、義学課芸、勧農致養の方法は筋道が立っており、それぞれの相違は掌を指すように明らかである。風俗は本来場所によって異なるものだが、民政官たる者にこのような業務に仁恵の心がなければ、統治などできるはずがない」[40]という点に重点を置いている。『福恵全書』が日本において普及したのは、そのような実用書に徹した内容に小畑が詳細な解説を加えたことで、日本の民政官たちもまた地方書のように実用マニュアルとして利用したためにほかならない。

(2) 朝鮮の場合

朝鮮王朝で成立した官箴書としては『牧民心書』が有名である。[41] 本書は、四八巻、丁若鏞撰、純祖二十一年（一八二一）に成る。撰者の丁若鏞は朝鮮実学思想の集大成者として知られる。正祖七年（一七八三）に科挙に合格して正祖の信任を得て行政官としても業績を上げるが、純祖元年（一八〇一）、天主教迫害事件を受けて一八年間配流、その間学問に専念し、多くの実学思想の著作を著わした。本書もその一つであり、観念的な朱子学を批判し、当時の頽廃した地方官の紀風を刷新することを目的としたという。[42] 鉛活字本は光武五年（一九〇一）に成立。本書は緒論としての〈赴任〉〈律己〉〈奉公〉〈愛民〉、本論の〈吏典〉〈戸典〉〈礼典〉〈兵典〉〈刑典〉〈工典〉の六典、余論の〈賑荒〉〈解官〉の合計一二篇からなり、各篇にはそれぞれ六条の細目が設けられ、以下のような七二篇で構成されている。

「除拝」「治装」「辞朝」「啓行」「上官」「莅事」（以下〈赴任〉六条）「飭躬」「清心」「斉家」「屏客」「節用」「楽施」（以下〈律己〉六条）「瞻賀」「守法」「礼際」「報聞」「貢納」「往役」（以下〈奉公〉六条）「養老」「慈幼」「振窮」「哀喪」「寛疾」「救災」（以下〈愛民〉六条）「束吏」「馭衆」「用人」「挙賢」「察物」「考功」（以下〈吏典〉六条）「田政」「税法」「穀簿」「戸籍」「平賦」「勧農」（以下〈戸典〉六条）「祭祀」「賓客」「教民」「興学」「辨等」「課芸」（以下〈礼典〉六条）「簽丁」「練卒」「修兵」「勧武」「応変」「禦寇」（以下〈兵典〉六条）「聴訟」「断獄」「慎刑」「恤囚」「禁暴」「除害」（以下〈刑典〉六条）「山林」「川沢」「繕廨」「修城」「道路」「匠作」（以下〈工典〉六条）「備資」「勧分」「規模」「設施」「補力」「竣事」（以下〈賑荒〉六条）「遞代」「帰装」「願留」「乞宥」「隠卒」「遺愛」（以下〈解官〉六条）

丁若鏞はその自序において、「昔、舜は堯を継いで、十二名の牧に命じて民を牧せしめた。文王は政道を確立するにあたり、司牧を立てて牧夫とした。孟子は平陸に行き牧畜で牧民を喩えた。養民のことを牧というのは聖賢の遺義である。聖賢の教えには本来二つの途がある。「司徒」は万民に教えてそれぞれに身を修めさせた。「大学」は公卿大夫に教えてそれぞれに身を修め、民を治めさせた。治民とは牧民のことだ。ならば君子の学は修身が半分、もう半分は牧民である。聖賢は遠い昔で言動は

埋もれ、その道は塞がれている。今の司牧たる者はただ利益を得ることのみに焦り、牧民の方法を知らない。そのため民は痩せこけ、相次いで野垂れ死にする。しかし為政者はなおよい服を着て旨いものを食べ私腹を肥やしている。これをどうして悲しまないでおられようか[43]」と述べている。そのためか、官僚道徳規範は〈律己〉〈奉公〉〈愛民〉などの各篇の諸項目に詳しく語られている。しかし、『牧民心書』もまた実学者が著わした実用書的な一面を兼ね備えた書物であった。光武五年本に付された凡例に「この書は地方政治家の指針であり、世を輔け人の上に立つ者の規範である。その率直な言はまさに正しい道であり、世俗物情、民風士習を兼ねて述べ、真理を探究すること深遠である。もとより世を治める実学、経世済民の手本である。時代が移ろうと山河が変わろうと、その心や理は違うことはない[44]」というように、本書の主流を占める六典は実務行政指南の役割を任じている。

『牧民心書』と前後して朝鮮王朝時代に作成された他の官箴書については内藤吉之助によって『朝鮮民政資料 牧民篇』に重複を整理した上で一三種の書にまとめられて収録されている[45]。これは「守令の執務指導書の類」とされるもので、内藤は江戸時代の地方書や中国清代の官箴書と区別して「政要書」とよぶことを提唱している。その目次に沿って主だったものを概観しよう。

『治郡要訣』は全七篇、英祖末（十八世紀後半）の写本。その第一篇は粛宗末、英祖初期（十八世紀初）に成立したものを含み、朝鮮の政要書としてはこれが最古とされる。これは『牧民心書』に一部収録されている。「居官大要」「未到任前雑細事宜」「到任後事」「民訴」「伝令」「臨下」「謹守公穀」「考察文書下記」「定排朔」「定式例」「賓旅之供」「興学校」「正風俗」「勧農桑」「武備」「治盗法」「考籍案」「作邑摠」「郷薦差任」「留意解由」「獄修理」の二〇項目からなる。そのほとんどが実務行政指南である。第二篇は「糶糴法」「軍政」「田政」、第三篇は「田政法」「家坐法」「鉥筩法」「為政之要」からなる。第四篇の「治郡要法」は全六一条からなる。その第一条に「清・慎・勤の三字は治郡第一根本の大頭脳である。身を持すること清潔にして、すべてのことに慎・勤を必ず心掛ければ、どうして治められないといった心配があろうか[46]」と官僚道徳規範を述べるが、他は実務行政指南である。第五篇および第六篇は李光佐が後輩の求めに応じた私信を採録したもの。李光左は粛宗二十年（一六九四）の状元で領議政に至り、英祖十六年（一

七四〇）に没した官僚である。第五篇は「自治」「得人」「飭励」「治民」「教民」「練武」「良役」「田政」「糶政」の八項目よりなる。第六篇は同じく李光佐が著わしたもので、「坐衙」「訴牒」「待吏卒」「田政」「軍政」「糶政」の六項目からなる。これに第七篇として「利川府使韓咸之書」が加えられている。

『用中録』は『居官大要』の一部で成立期は不詳。「田政」「軍政」「還上」「大同」「諸般可拠」の五項からなる。

『政要抄』は『三到』（純祖八年〔一八〇八〕頃の写本）の一部で、〈察風俗〉〈吏典〉〈戸典〉〈礼典〉〈兵典〉〈田政〉〈工典〉〈還政〉〈賑政〉〈刑典〉の一〇篇からなる。九二条がここに採録されている。

『牧民大方』は洪良浩の撰、正祖十六年（一七九二）木活字本である。洪良浩は正祖に重用されて編纂事業に携わった官僚学者の一典型で、純祖二年（一八〇二）に死去した。〈吏典之属〉〈戸典之属〉〈礼典之属〉〈兵典之属〉〈刑典之属〉〈工典之属〉〈什伍相聯之制〉からなり、内藤吉之助は、朝鮮の政要書はここに至って一つの秩序を得たとする[47]。

『先覚』は、二巻、編者未詳、正祖十六年（一七九二）以後に成立した。その序によれば、「古の循吏・良吏の治民の道は、『牧民心鑑』の一書に尽きる。『牧民心鑑』一百有十条は古の良吏朱逢吉が撰したものであり、固より後に法るものであるが、まま古今事情の異なることが多く、そのため六〇条を抄録し、それに近俗の便宜を書き添え、書名を先覚と改めた[48]」という。

『居官大要』は、編者未詳、純祖期の写本で、「居官大要」「民訴」「伝令」「簿帳」「農桑」「戸籍」「学校」「田政」「分糶」「捧糴」「軍政」「軍器」「雑条」「賑政」の一四項目にわたる守令の任務に必要な知識を編纂したもの。

最後の『麾事摠要』は、英祖十七年（一七四一）の金城県令洪鑑輔の報状草案などを編集したもので、「高陽文牒」「金城文牒」「伝令」「辞状」「祈晴祭祝文」からなる。

以上からわかるように、『朝鮮民政資料 牧民篇』に収録された朝鮮王朝時代の官箴書である政要書のほとんどは官僚道徳規範を強調する「牧令之書」というよりは実務行政指南を中心とする実用書であったことが知られる[49]。

（3） ベトナムの場合

最後にベトナムの官箴書について述べておこう。公益財団法人東洋文庫に収蔵されたベトナム本の目録『東洋

文庫蔵越南本書目』（財団法人東洋文庫古代史研究委員会、一九九九年）による限り、ベトナムでは「牧民」を書名に冠した書はないものの、それらの中には明らかに中国官箴書の影響を受けたと思われる名を持つ書がいくつか見られる。

その一つは『仕宦須知』である。本書は不分巻二冊、刑部奉勅撰、嗣徳八年（一八五五）に成立したもので、写本一本、二一一葉（第一七八葉を欠く）からなっている。旧フランス遠東学院所蔵のもので、東洋文庫のものはそのマイクロフィルム焼付本である。ただしこれは京城各衙や各省の説明、官制、典礼などの説明を施したものであり、官箴書というよりも会典の類の覚書といってよい。

それに対し中国官箴書に近いものは、『仕宦箴規』一冊である。[50] 目録と序を合わせて一三七葉からなる写本で、序と末尾に「黙斎黄熙著」の記載がある。同じく旧フランス遠東学院所蔵のもので、東洋文庫のものはそのマイクロフィルム焼付本である。後人が著わしたと思われる序によれば、「時江の黄熙黙斎先生は県令の職にあった。学識が広く、政治に不正がなく、その修己治人、蒞職臨民、時代に合った業務において熟達しないものはなかった。そのため朝廷の政治・立法を思い、人臣たる者はそれを慎んで戒め実行すべきことを教えた。黙斎に斉わないところがあったのか、仕官する者が多くその才を恃み、あるいは凡庸な人間が聖天子の訓導の意味を理解できないことをひたすら恐れ、そこで一篇の書を著述し、これを名付けて「仕宦箴規」といった」[51] とある。景興四十二年（一七八一）七月までの事例を挙げている。

その第一の項目「正心修身」には、「凡そ官僚たる者はまず自分の身を修めてのち他人を正すのである。まずその心を正してのちその事を行うのである。人の善悪はその心に由来しないものはない。ゆえに〔『大学』に〕「心正して後、身修まる。身修まりて後、家斉ふ。家斉ひて後、国治まる。国治まりて後、天下平ぐ」という。また〔『論語』に〕「其の身正ければ、令せずと雖も行はる。其の身正しからざれば、令すると雖も従はず」といい、「能く其の身を正せば、従政に於て何をか有らん。其の身、正す能はざれば、人を正すこと如何せん」という。ゆえに〔『礼記』に〕「政とは正なり」という。身心が正しいからには、その政は必ず正しい。行動は不偏不党であり中庸の道に合えば、どうして理に適わないことがあろうか。いわゆる正の一字の意味は大きい。身が正

しければ心は邪にはならない。心が正ければ思いが乱れない。水はその流れを正せば必ず澄み、樹はその影を正せば必ず直になる。家は正しくして和となり、国は正しくして順となり、君は正しくして聖となり、臣は正しくして忠となる。天下の道理はこれにすぐるものはない[52]」とあり、これを読めば、この書もまた儒教を背景とする官僚道徳規範を重視する「牧令之書」のように見える。しかし、その目録には続く一二九項目の以下のような表題が付けられている。

「保守俸禄」「馭下厳粛」「友愛僚朋」「之任須知」「署事公規」「聴納詞訟」「禁約号令」「禁止私謁」「佐弐官」「正官」「束約典吏」「祭祀誠敬」「迎接宣詔」「推問刑名」「倉庫銭糧」「整点橋梁」「市価依時」「立行」「礼体」「謹言」「公正」「定見」「択友」「避疑」「革弊」「聴察」「果断」「立信」「慎出入」「斉家」「廉潔」「禁擾郷民」「公因科歛」「抑治豪強」「稽考簿書」「勧課農桑」「新官赴任須知」「新官旧官等迎接事例」「新官赴任事例」「始任儀註」「始任雑忌」「赴任謁神事例」「儀註」「謁神儀節」「祝文」「上任事例相見礼」「上任儀節」「祝文」「新官謁先師獄主儀節」「衙門公堂并器用事例」「新官赴任諭僚属事例」「赴任施行事例」「衙門事例」「衙門視事例」「衙門批状事例」「衙門梏柑事例」「私室礼事例」「衙門訟事例」「灯火銭事例」「衙門謝公堂事例」「衙門差行事例」「某衙門官槅作住居庁宇并什物帖示事例」「移文体式」「交印式」「領印式」「新官赴任示公堂体式」「示私室体式」「供窮無所出」「供良善」「供誤酒」「諸勘驗法」「驗疑難法」「驗人未相通」「驗女人無相通」「驗男女通淫法」「驗男女通淫式」「驗人胎生法」「驗堕胎法」「驗堕胎体式」「右驗」「驗沉溺命法」「驗自縊法」「驗延焼人法」「驗毒薬殺人式」「驗死骨」「驗男人骨」「驗女人骨」「驗屍在郷中路傍不知何人所刺法」「驗殴人折歯法」「驗闘殴式」「苦伴馳請状式」「某社社長先署驗人死体式」「本総各社社長拠驗体式」「苦伴馳請府県就亭屍有状告公同体式」「本総各社社長投納文案各幅再供端指引体式」「本社社長阮某供端指引体式」「本社社長供端指引体式」「苦伴供端指引就認取身屍体式」「苦伴人供領身屍埋瘞体式」「公同看驗体式」「避臭穢法」「驗人命例」「当官事例」「慶賀表式」「進表式」「拝牌例」「儀仗」「牌礼儀節」「讃文」「丁祭告祭儀節」「告祭文」「省牲儀節」「丁祭日儀節」「丁祭文」「属

祭告儀節」「属祭儀節」「属祭牒文」「属祭文」「右体」「春祭告儀節」「春祭儀節」「盟誓体式」「某衙門官并吏為立誓券事」「右祝文」「吏部体式」「勘驗体式」「給末下体式」「某府同某県為驗人命事」「驗人命例」

以上を通観するに、官僚道徳規範と思われるものは「正心修身」を除いても、「立行」「礼体」「謹言」「公正」「定見」「立信」「斉家」「廉潔」などの項目が立てられていてそれについての言及は決して少なくない。しかし、目録中の諸表題からも明らかなように、その後半になると、単なる実務行政指南に止まらず、「～事例（例）」「～儀註」「儀節」「～体式（式）」「～法」といった具体的なサンプルを掲げた便覧が圧倒的に多数を占めるようになる。この書は実用書的な要素が多く、それゆえにまた官僚道徳規範というよりは官僚の実務行政指南として利用されることが多かったと推測される。[53]

おわりに

以上、『牧民忠告』や『牧民心鑑』という中国官箴書が日本で受容された経緯および東アジア周辺諸国で独自に編まれた官箴書の特徴について概観した。

官箴書とはそもそも「治民」のノウハウを説いた書であり、その主目的はあくまでも実用のための具体的な情報を伝えることにあった。その際、官箴書には同時に官僚道徳規範を併せ説くものが少なくなかったが、それは官箴書がその名に由来する「官箴」＝道徳規範たる体裁をとるべく序文や巻頭にそれらを盛り込んだために過ぎず、それが官箴書の実質ではなかった。そして、このような特徴は中国官箴書のみならず東アジアで独自に編まれた官箴書にも共通するものであった。

日本で中国官箴書が受容され、その訳注本が多く刊行された背景に、それらを「牧令之書」、すなわち規範書として普及させようとした領主層をはじめとする上層部指導者の強い意向があったことは否定しない。しかし、現場で直接民政を担当した民政官たちがこれらの書を読んだ目的は異なるところにあったのかもしれない。

日本、朝鮮、ベトナムのそれぞれの国で独自の官箴書が編まれた時期は奇しくも十九世紀前半に集中する。この意味については軽々に論断することはできないが、あえていうなら、これら三国にはこの時期、人口増加や社会構造の多様化による地方統治の複雑化が共通して生じるようになり、従来口伝で賄っていた地方統治に関する

情報伝達がもはや限界に達したことがその背景にあり、加えて印刷文化の普及がそれを後押ししたようだ。その意味では十九世紀前半は東アジアにおける地方統治のマニュアル化の時代だったともいえよう。

ところで、一九九〇年中頃、中国では多くの官箴書を叢書として影印で一括出版することが行われ、同時に官箴書についての研究が活発化した時期があった。その背景には中国共産党の幹部官僚による腐敗の深刻化があり、幹部官僚たちに官箴書に込められた官僚道徳規範を広く読ませることで自己修養と自己規制を促すという指導者層の目的があったことは明らかである。しかし、上記のような官箴書の性格を見れば、それがどれだけの効果をもたらしたかはわからない。出版の恩恵に与ったのは皮肉にもそれらを史料として活用できる便宜を得た我々歴史研究者のみだった。

註

（1） 中国の近三〇年の研究については、趙鶩「三十年来我国古代官箴研究述論与展望」（『中国史研究動態』二〇〇九年四期）にまとめられている。

（2） 関志国「官箴的発展」（郭成偉・関志国『清代官箴理念対州県司法的影響』北京、中国人民出版社、二〇〇九年所収）。

（3） 郭成偉「導論」（前掲『清代官箴理念対州県司法的影響』所収）。

（4） 杜金「明清民間商業運作下的〝官箴書〟伝播―以坊刻与書肆為視角」（『法制与社会発展』二〇一一年三期）九三頁。

（5） 中国官箴書の特徴については、山本英史「伝統中国の官僚道徳規範とその変容」（山本正身編『アジアにおける「知の伝達」の伝統と系譜』慶應義塾大学言語文化研究所、二〇一二年所収）により詳細な言及を行っている。

（6） 本書の解題については、古林森廣「元代の官箴書『牧民忠告』について」（東洋経済史学会編『中国の歴史と経済』中国書店、二〇〇〇年所収）参照。

（7） 小川和也『牧民の思想―江戸の治者意識』（平凡社、二〇〇八年）三八二～三八八頁（B表）。

（8） 小川前掲書一一八～一二五頁、一六〇～一六一頁、一六五～一六八頁、二二八～二三九頁、二五九～二八〇頁、三七五～三八二頁（A表）。

（9） 活字本に小野武夫編『近世地方経済史料』第三巻、（近世地方経済史料刊行会、一九三二年）がある。

（10） 活字本に『山鹿素行全集』一巻（帝国武徳学会、一九一五年）がある。

（11） 活字本に滝本誠一編『日本経済叢書』第一四巻（日本経済叢書刊行会、一九一四～一九一五年）がある。

（12） 『牧民忠告』巻上〈拝命〉、省己「命下之日、則拊心自省。有何勲閥行能膺茲異数。苟要其廩禄、仮其威権、惟

済己私、靡思報国、天監伊邇将不汝容。夫受人直而怠其工、儋人爵而曠其事、已則逸矣、如公道何。如百姓何」。

(13) 『牧民忠告』巻上〈拝命〉、戒貪「普天率土、生人無窮也。然受国寵霊、而為民司牧者、能幾何。人既受命以牧斯民矣、而不能守公廉之心、是自不愛也。寧不為世所誚耶」。

(14) 『牧民忠告』巻上〈拝命〉、心誠愛民智無不及「赤子之生、無有知識。然母之者、常先意得其所欲焉。其理無他。誠然而已矣。誠生愛、愛生智。惟其誠。故愛無不周。惟其愛。故智無不及。吏之於民、与是奚異哉。誠有子民之心、則不患其才智之不及矣」。

(15) 本書の解題については、林秀一『牧民心鑑』明徳出版社、一九七三年、参照。

(16) 小川前掲書三八六～三八八頁（B表）。

(17) 小川前掲書三〇〇～三三六頁、三七九～三八一頁（A表）。

(18) 『牧民心鑑』自跋「右牧民心鑑者、所以明牧民者之立心当如此也。夫有此心、然後有此政。心不先立、何以施諸政哉」。

(19) 『牧民心鑑』巻上、謹始、度己分「尽吾之心、正吾之身、斉吾之家、善吾之政、俾無一事之失惰、無一時之不謹、無一政不止於善、無一民不得其所。能如是、斯可以自始至終。永保天禄、上顕宗祖、下栄子孫矣」。

(20) 『牧民心鑑』巻上、謹始、立志節「其異於人、在乎立志。志者何。曰廉、曰慎、曰公、曰勤。廉則心清欲寡、人不能干。慎則思慮精明、事無失度。公則無私而理直。勤則政集而人安。志此四端、庶務挙矣」。

(21) 山本前掲論文八五～八六頁。

(22) 小川前掲書三六三～三六四頁。

(23) 古林前掲論文一七四頁。

(24) 『牧民心鑑』周序「元故西台中丞済南張文忠公嘗為牧民忠告等書、以行於世。君子偉之。吾友前湖広憲僉橋李朱君復為牧民心鑑一編。所以奉官守、厚民生、固邦本、崇教化、正己以率物、右徳而緩刑者、益加詳矣」。

(25) 林前掲書三一頁。

(26) 林前掲書「解説」一五頁。

(27) 林前掲書「解説」一一～一二頁。

(28) 『淮南子』精神訓編「夫牧民者、猶畜禽獣也」。

(29) 『牧民金鑑』の解題については、瀧川政次郎「解題」（同校訂『牧民金鑑』上下、刀江書院、一九三五年）および佐藤常雄「牧民金鑑」（『国史大辞典』吉川弘文館、一九九一年）参照。

(30) 佐藤前掲「牧民金鑑」。

(31) 瀧川前掲「解題」三頁。

(32) 小川前掲書三六四頁。

(33) 小川前掲書三六五頁。

(34) 『国書総目録』〔補訂版〕第七巻（岩波書店、一九九一年）にはこのほか「牧民」を書名に冠したものとして、①『牧民総覧』、②『牧民評記』、③『牧民要語』、④『牧民要覧』⑤『牧民類聚編』の五種が掲載されているが、①②は『近世漢学者著述目録大成』に書名が収録されるのみ、④は岡山大学池田家文庫蔵とあり、小川和也が③

は『農譚藪』の付録、⑤は救荒書との説明をしているが、いずれも未見である。

(35) 嘉永三年詩山堂版『福恵全書』の影印本は一九七三年に汲古書院より刊行されている。なお、これには、山根幸夫「『福恵全書』解題」が付されている。

(36) 山根幸夫前掲「『福恵全書』解題」。

(37) 『福恵全書』自序「福者言乎造福之心也。恵者言乎施恵之事也。夫人有是心、而後有是事、無是心而即無是事」。

(38) 和刻本『福恵全書』小畑序「黄氏六鴻、福を地方に造り、恵を百姓に施す。其の撰する所の福恵全書、皆人君司牧斯民の事なり。夫れ国君は父の如く、民人は子の如く、之れが司牧たる者は、君の心を以て心と為し、其の人に忍びざるの心を以て人に忍びざるの政を行ふ」。

(39) 『福恵全書』凡例、第四条「有司以銭穀刑名為重、而刑名較銭穀為尤重。……故是集于刑名一条、更為加意」。

(40) 和刻本『福恵全書』小畑序「銭穀刑名、義学課芸、勧農致養の法、条縷して紊れず、的然として区別し、直ちに之れが掌を指す。風俗固より土に因りて異なると雖も、之れが司牧為る者、仁恵之心有るに非ざれば、則ち豈に能く行はることを得んや」。

(41) 『牧民心書』の日本語の解題には、山口繁「「牧民心書」について」(『法曹』五九五号、二〇〇〇年)がある。なお細井肇による訳書が一九二一年に自由討論社より出版されている。

(42) 山口前掲論文八頁。

(43) 『牧民心書』自序「昔舜紹堯、咨十有二牧、俾之牧民。文王立政、乃立司牧、以為牧夫。孟子之平陸、以芻牧。喩牧民、養民之謂牧者、聖賢之遺義也。聖賢之教、原有二途。司徒教万民、使各修身。大学教国子、使各修身而治民。治民者、牧民也。然則君子之学、修身為半。其半牧民也。聖遠言湮、其道寝晦。今之司牧者、唯征利是急、而不知所以牧之。於是下民羸困、乃瘵乃瘠、相顛連以実溝壑。而為政者方且鮮衣美食以自肥。豈不悲哉」。

(44) 『牧民心書』発凡「是書為地方政治家之定北金針、輔世長民者之絜矩玉尺。坦若大道然。兼之以俗尚物情、民風士習。鉤深致玄、淵雅荘穆。固治平之実学、経済之金鑑。雖古今遞遷、山川変易、此心此理、将毋同」。

(45) 内藤吉之助編『朝鮮民政資料 牧民篇』一九四二年、牧民篇例言および牧民篇解説。

(46) 『朝鮮民政資料 牧民篇』六一頁「清・慎・勤三字為治郡第一根本・大頭脳。若持身清潔、而事事必慎、事事必勤、豈有不治之患乎」。

(47) 『朝鮮民政資料 牧民篇』二五頁。

(48) 『朝鮮民政資料 牧民篇』一八三頁「古之循良吏治民之道、無非牧民心鑑一部書出来也。心鑑一百有十条、乃古良吏李朱君之所撰也、固可法於後。而間多有古今異宜。故抄得六十条、添之以近俗便宜、改其名曰先覚」。

(49) このほか政要書として『牧訣要覧』一四巻なる写本がある。内容と構成はほとんど『牧民心書』を下敷きにしたものであるが、「安東人金世均編」とあるだけで、編者の経歴と成立年代は不詳である。

(50) 目次には『仕宦箴規集』とある。

(51)『仕宦箴規』序「時江黄熙黙斎先生任県邑牧民之職。文学博優、吏道精純、其修己治人、涖職臨民、時宜事務、莫不練達。因思朝庭制治立法、教人為人臣者当欽訓以行之。黙斎或有不斉、第恐仕者多恃其才、或迂儒俗士不能体聖天子訓導之意、因着述一篇、目之曰仕宦箴規」。

(52)『仕宦箴規』正心修身「一凡居官者、先修其身、而後正其人。先正其心、而後行其事。人之善悪、莫不由其心。故曰「心正而後身修、身修而後家斉、家斉而後国治、国治而後天下平」。又曰「其身正、雖不令而行」。其身不正、雖令不従。能正其身、於従政乎何有。不能正其身、如正人何。故曰「政者正也」。身心既正、其為政也、必政。所為之事、不偏不倚、合乎中庸之道、寧不当理。所謂正之一字、其義大矣哉。身正則心不邪。心正則意不乱。水正其流必澄、樹正其影必直。家正而和、国正而順、君正而聖、臣正而忠、天下之道理、莫過於此」。

(53)　東洋文庫には『仕宦箴規』という同名別書が同じくマイクロフィルム焼付本として収められている。全八〇葉からなる写本で、元フランス遠東学院の蔵書だったものが一九五四年七月十三日にハノイに移管されたとある。収録された内容は前述の『仕宦箴規』と若干異なるものも少なくないが、同じ著者によるものとされ、おそらく同じテキストから抄写された書と判断される。